

入札番号
スポーツ振興課

令和 8 年度

(仮称) 浜松市新武道館整備基本設計業務委託

特記仕様書 (案)

浜 松 市

## I 業務概要

1 業務名称 令和8年度（仮称）浜松市新武道館整備基本設計業務委託

2 設計期間 着手の日 ～ 令和9年3月12日

### 3 適用

本業務の仕様は、「浜松市公共建築設計業務委託共通仕様書」によるほか、本仕様書のとおりとする。ただし、本仕様書に記載された選択項目「□」については、「■」が付いたものを適用する。

### 4 業務種別

本業務の種別は以下による。

なお、詳細は、Ⅲ 業務仕様による。

- 建築基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 建築実施設計に関する標準業務
- 電気設備実施設計に関する標準業務
- 機械設備実施設計に関する標準業務
- 建築基本又は実施設計に関する追加業務
- 電気設備基本又は実施設計に関する追加業務
- 機械設備基本又は実施設計に関する追加業務

### 5 計画施設概要

- (1) 施設名称 (仮称) 浜松市新武道館
- (2) 敷地の場所 浜松市中央区篠原町 地内
- (3) 敷地面積 約 35,000 m<sup>2</sup>
- (4) 構造規模

名称	構造・階数	延べ面積	令和6年国土交通省告示第8号 別添二 建築物の類型用途
新武道館	S造又はRC造 2階建て	約 7,850 m <sup>2</sup>	第三号 第1類

### (5) 工事概要

工事種別	工事概要
建築工事	<p>遠州灘海浜公園篠原地区（北区域）における新武道館整備 一式</p> <p>○新武道館新築工事 約 7,850 m<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メインアリーナ（固定客席 1,000 席以上）</li> <li>・サブアリーナ（固定客席 300 席以上）</li> <li>・会議室</li> <li>・指導員室</li> <li>・多目的室</li> <li>・事務室</li> <li>・その他、管理機能、共用機能</li> </ul> <p>○上記新築に係る外構、造成工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場整備（普通車 290 台以上、大型バス 18 台以上）</li> <li>・調整池整備</li> <li>・公園整備（「遠州灘海浜公園篠原地区施設計画図※注釈あり」を基に計画）</li> <li>・その他、車両出入口、アプローチ、バス・タクシープール、植栽、排水施設 等</li> </ul>

電気設備工事	○上記建築工事に伴う電気設備工事 一式
機械設備工事	○上記建築工事に伴う機械設備工事、昇降機設備工事 一式

## II 担当技術者の配置と資格

本業務の担当技術者は、次のいずれかの要件を満たす者とし、監督員の承諾を受けるものとする。なお、(■兼任可)の場合、この工種の担当技術者を他の工種の担当技術者が兼ねることができる。

工事種別	資格要件
建築工事（総合） ■担当技術者 （□兼任可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一級建築士</li> <li>□大学の建築系の学科を卒業後3年以上の実務経験相当</li> <li>□設計業務についての技術能力及び経験を有する者として、監督員が上記と同等の能力があると認めた者</li> </ul>
建築工事（構造） ■担当技術者 （□兼任可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■構造設計一級建築士</li> <li>□建築士法第3条、第3条の2、第3条の3の規定による</li> <li>□大学の建築系の学科を卒業後3年以上の実務経験相当</li> <li>□設計業務についての技術能力及び経験を有する者として、監督員が上記と同等の能力があると認めた者</li> </ul>
電気設備工事 ■担当技術者 （□兼任可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設備設計一級建築士又は建築設備士</li> <li>□大学の電気系の学科を卒業後3年以上の実務経験相当</li> <li>□高等学校を卒業後6年以上の実務経験相当</li> <li>□設計業務についての技術能力及び経験を有する者として、監督員が上記と同等の能力があると認めた者</li> </ul>
機械設備工事 ■担当技術者 （□兼任可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設備設計一級建築士又は建築設備士</li> <li>□大学の機械系の学科を卒業後3年以上の実務経験相当</li> <li>□高等学校を卒業後6年以上の実務経験相当</li> <li>□設計業務についての技術能力及び経験を有する者として、監督員が上記と同等の能力があると認めた者</li> </ul>

## III 業務仕様

### 1 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 標準業務の内容及び範囲

標準業務の内容は、次に掲げるものとする。

#### ■基本設計

##### ■設計条件等の整理

###### ■条件整理

###### ■設計条件の変更等の場合の協議

##### ■法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

###### ■法令上の諸条件の調査

###### ■計画通知に係る関係機関との打合せ

##### ■上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

##### ■基本設計方針の策定

###### ■総合検討

- 基本設計方針の策定及び発注者への説明
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の発注者への説明等

- (2) 技術料等経費率の区分（技術料等経費の軽減に係る事項）
- 特に高い技術力又は創造力等が期待される設計
  - 通常的设计
  - 技術力及び創造力等を期待される箇所がやや少ない設計
  - 技術力及び創造力等を期待される箇所が限定される設計
  - 標準的に期待される技術力及び創造力を必要としない設計

- (3) 対象外業務の有無（標準業務量の軽減に係る事項）
- 建築技術職員等の関与の有無
- 有
  - 無

資料提供等の有無

- 資料を提供しない
- 提供する資料が極めて少ない
- 類似の参考例がある
- 類似の参考例があり準用等が可能
  - 既存施設CADデータがある（〇〇図、〇〇図、〇〇図）
- 準拠すべき設計図書（標準図）があり一部修正程度
  - 既存施設CADデータがある（〇〇図、〇〇図、〇〇図）
- 標準設計等の手直し程度
  - 既存施設CADデータがある（〇〇図、〇〇図、〇〇図）
- 簡単なセミトレース程度
  - 既存施設CADデータがある（〇〇図、〇〇図、〇〇図）

- (4) 追加業務の内容及び範囲
- 積算業務（積算ソフトへの設計項目の入力、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
  - 建築基準法に基づく計画通知手続き業務
  - 構造計算適合判定手続き業務
  - 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
  - 建築物エネルギー消費性能適合判定手続き業務
  - 設計概要書（説明用パンフレット）の作成
  - 概略工事工程表の作成
  - 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE静岡）に係る書類作成・申請業務
  - ワークショップなどの施設利用者参加会議への出席、説明資料作成業務
  - 景観計画区域内における行為の通知書に係る書類作成・申請業務
  - 土地利用事業同等の関係各課との事前協議及び協議書作成業務
  - 浜松市開発許可基準に基づく関係各課との事前協議及び申請書類作成業務
  - 市街化調整区域における建築物の適合証明書に係る書類作成・申請業務
  - 浜松市事業所等敷地内緑化指導要綱に係る書類作成・申請業務
  - 浜松市環境配慮指針に係る事業者への指導等に関する取扱要綱に係る書類作成・申請業務
  - 土壌汚染対策法に係る書類作成・申請業務
  - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく事前協議及び認定申請手続き業務
  - 上下水道に係る事前協議及び協議書作成業務

- 消防用設備等設置計画書作成業務
- 設計業務対象以外の既存建物及び敷地の詳細調査  
(内容：遠州灘海浜公園)
- コスト縮減・設計適正化委員会資料作成
- 設計VE資料・報告書作成
  - ※「設計VE資料」及び「コスト縮減・設計適正化委員会資料」に必要となる作成資料を以下に示す。具体の作成資料については監督員の指示によること。
  - 設計と条件に基づく設計基準、配置図・各階平面図等、構造計画概要・設備計画概要、仕上げ概要、面積表、概略工程表、概算工事費、騒音・振動検討資料、コスト比較（工法・LCC等）、社内VE、環境対策検討資料、ユニバーサルデザインチェックリスト、その他監督員の求める資料
- 概算工事費算出
- コスト比較表の作成（工法、LCC等）
- ユニバーサルチェックリストの作成
- 環境対策検討資料の作成（光害対策・騒音対策・津波避難対策等）
- 騒音・振動検討資料作成
- 造成計画検討資料作成（敷地計画高、擁壁、調整池、給排水施設、植栽等）
- その他検討資料作成（新規採択時評価資料ほか）
- 補助対象色分図作成
- 仮設建物計画、仕様書・図面
- 建築許可手続き業務（許可内容記入）
- 都市計画法53条（都市施設内の建築行為）に係る書類作成・申請業務
- 屋外広告物条例に係る書類作成・申請業務
- 風致地区内の行為に係る書類作成・申請業務
- 自然公園内行為等に係る書類作成・申請業務
- 宅地造成等工事規制区域に係る書類作成・申請業務
- 駐車場法に係る書類作成・申請業務
- 埋蔵文化財発掘通知書作成・申請業務
- 【新築】ZEB化検討資料作成業務
  - 標準入力法により、建築物エネルギー消費性能の評価を行い、ZEB Ready以上、目標値『ZEB』を達成するための比較検討をし、最適な工法を設計に反映させる。
  - ※比較検討内容は、ZEB化工事概要・施工の可否・コスト（イニシャル、ランニング共）・工期・機能維持（断熱、音響、美観、法適合等）を踏まえた内容とする。

(5) 難易度の有無（標準業務量の補正に関する事項）

総合設計に係る難易度により業務量を補正する場合

- 木造の建築物

構造設計に係る難易度により業務量を補正する場合

- 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物
- 特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）又は免震建築物（国土交通大臣の認定を要するものを除く。）
- 木造の建築物

設備設計に係る難易度により業務量を補正する場合

- 特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物
- 特別な性能を有する設備が設けられる建築物

2 準拠すべき基準等

(1) 仕様書

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 公共住宅建設工事共通仕様書（建築編・電気編・機械編）（公共住宅事業者等連絡協議会）
- 公共住宅改修工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会）
- 浜松市土木工事共通仕様書（浜松市）
- 浜松市土木工事関連委託業務共通仕様書（浜松市）

## (2) 図書

- 浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針
- 建築構造設計指針・同解説（静岡県）
- 防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）
- 建築設備耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター）
- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- 公共建築物整備基本方針（浜松市）
- 浜松市開発許可指導基準（浜松市）
- 脱炭素社会の実現に向けた県有建築物 ZEB 化設計指針活用マニュアル（静岡県）

## 3 成果物、提出部数等

### (1) 基本設計

#### 建築

- 図面 3部（A3サイズ製本）
 

■計画説明書	■仕様概要書	■仕上概要表
■面積表及び求積図	■敷地案内図	■配置図
■平面図（各階）	■断面図	■立面図（各面）
■仮設計画概要書	■構造計画説明書	■構造設計概要書
■土地利用計画概要図	■造成計画説明書	■造成設計概要書

#### 電気設備

- 図面 3部（A3サイズ製本）
 

■電気設備計画説明書	■電気設備設計概要書	■諸元表
■屋外設備配置図	■平面プロット図（各階）	■各設備系統図

#### 機械設備

- 図面 3部（A3サイズ製本）
 

■機械設備計画説明書	■機械設備設計概要書	■諸元表
■屋外設備配置図	■平面プロット図（各階）	■各設備系統図

#### 資料

- 設計業務計画書
- 設計業務進捗状況報告書（月報）
- 概略工事工程表
- 工事費概算書
- 基本設計図書
- 計画通知に係る関係機関との打合せ記録
- 消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ記録、協議書

- 浜松市開発許可基準に基づく関係各課との事前協議書
- 土地利用事業に伴う関係各課との事前協議書
- 設計概要書（説明用パンフレット）
- 設計V E資料・報告書
- コスト縮減・設計適正化委員会資料
- コスト比較表（工法、LCC 等）
- ユニバーサルチェックリスト
- 環境対策検討資料
- 騒音・振動検討資料
- 造成計画検討資料
- その他検討資料（新規採択時評価資料ほか）
- 仮設建物計画、仕様書・図面
- 各種技術資料
- 各記録書（打合せ議事録を含む）
- 適用される法令等の一覧
- 【新築】ZEB化検討結果報告書  
ZEB化に伴う検討内容（工法比較やコスト比較等）を纏めたもの

(2) 特別経費にかかる事項

- 透視図（鳥瞰図2面、外観図4面、内観図4面。A3サイズ、CGデータ（JPEGイメージデータ）共）
- 建築模型 プラスチックケース入り（縮尺 1:〇〇程度）

(3) 電子データ

- 電子納品対象
  - 設計成果物（オリジナルソフト形式、PDF形式、SXF（SFC）形式）
  - 構造計算書
  - 設計内訳書（RIBC2データにより別途提出する）
  - 設計内訳書（RIBC2よりEXCELに出力したデータ）
  - 建築物エネルギー消費性能の評価結果（PDF形式・EXCELデータ）

以下のものについては、浜松市建築工事事前チェックシート（設計業務委託用）による。

- ・ 積算数量算出書
- ・ 敷地内雨水排水流量計算書
- ・ 空気調和設備設計計算書
- ・ 昇降機設備設計計算書
- ・ 見積検討資料
- ・ 電気設備設計計算書
- ・ 給排水衛生設備設計計算書
- ・

※原本が電子データでないものは、協議による。

電子納品対象外

- 設計図（オリジナルソフト形式、PDF形式、SXF（SFC）形式）
  - 設計内訳書（RIBC2データにより別途提出する）
  - 設計内訳書（RIBC2よりEXCELに出力したデータ）
- ※電子納品に準じた成果物の納入が可能な場合は協議による。

(4) その他

- ア 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や現場作業の効率化）に配慮すること。  
（参考文献：官庁営繕事業における生産性向上技術の導入の手引き（国交省大臣官房関東営繕部））
- イ 成果物の原図は電子データとし、図面枠内に設計担当者名と検図者名、最終提出日を記入すること。
- ウ 成果物の図面は原図をA3普通紙に印刷し、ケース等に入れて提出すること。（工事名称等をケース等に記入）

- エ 提出されたCADデータは当該施設に係る実施設計の受注者に貸与し、当該設計における図面作成等に使用する。
- オ 本業務については、ASP方式による情報共有システム導入を受注者が希望できる受注者希望型情報共有システム導入業務である。詳細については、以下による。
- (ア) 受注者が情報共有システムの導入を希望する場合は、その旨を業務着手前に監督員と協議し導入を決定すること。
  - (イ) 情報共有システムの実施については「工事関連業務委託における情報共有システム活用ガイドライン」による。
  - (ウ) 情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料等)は、受注者の負担によるものとする。なお、システム利用登録や利用料支払い等の手続きは、受注者とシステム提供者が直接行うこととする。